七尾市住まいの再建支援金交付事業 よくある質問

【対象世帯・対象住宅について】

No.	質問	回答
1	どのような世帯が対象ですか。	令和6年能登半島地震で被災した住宅が対象です。り災 証明書における被害区分が「全壊」「大規模半壊」「中規 模半壊」「半壊」と判定された世帯で七尾市内に住宅を 再建(新築・購入・修繕)する世帯が対象となります。
2	新築・購入に関する支援を受ける場合、被災家屋を解体してい なければ対象外となりますか。	原則として、公費解体または自費解体していることが必要です。
3	修繕費用が 200 万円ですが、対象になりますか。	対象外です。 新築・購入の場合は500万円以上の再建費用、修繕の場合は300万円以上の再建費用が対象となります。 なお、支援対象費用には住宅の建設・修繕に要した金額 (外構工事等を含む)を含みますが、土地の取得費用や 店舗部分の建設・修繕費用は含まれません。
4	修繕の対象となる工事はどの ようなものですか。	住宅本体の構造体や住宅設備に係るもの(基礎、壁、屋根、柱、床、天井、給排水設備、キッチン、風呂、トイレなど)が修繕されている工事が対象になります。大走やカーポート、塀など、住宅本体以外の工事は対象となりません。
5	「準半壊」や「一部損壊」と判 定された世帯は対象になりま すか。	対象外です。 これらの世帯については「応急修理制度」または「七尾 市住宅復旧支援事業補助金」の利用をご検討ください。
6	賃貸物件は対象ですか。	賃貸物件は対象外です。
7	「子育て世帯」とはどのような 世帯ですか。	災害時または申請日において、高校生相当以下の子ども を扶養している世帯が該当します。 ただし、中学校卒業後に就業している場合は対象外とな る場合があります。
8	他市町の者が七尾市内で住宅 を新築・購入する場合は対象で すか。	対象外です。
9	増築は対象となりますか。	対象外です。
10	住民票を移動していないが七 尾市内で居住していた世帯が 再建を行う場合、支援対象とな りますか。	日常的に生活の本拠として使用していたことが確認できる場合は、対象となります。 確認方法としては、以下のいずれかの書類を提出してください。 ②町会長又は民生委員の居住証明書 ②発災日を含んだ前3ヵ月分(令和5年11月~令和6年1月)の電気、ガス等公共料金の資料証明書
11	発災時には 1 つの世帯でした が、世帯分離して 2 か所で再建 する場合、それぞれ対象となり ますか。	対象です。 発災時点で同一世帯であっても、それぞれが個別に住宅 を再建する場合には、それぞれが支援対象となります。
12	発災時に 2 世帯で同じ住宅に 住んでいた場合、個別に申請で きますか。	それぞれが個別に住宅を再建する場合は、個別に申請することができます。 また、同一住宅に共有物件として再建される場合も対象 となる場合があります。

13	地震後に世帯主が死亡した場合。野畑大の畑大が中まりても	世帯主の死亡に限らず、り災証明書に記載されている世
	合、配偶者や親族が申請しても 対象になりますか。	帯員であれば、支援対象となります。
	親族から住宅を購入した場合、	2 親等以内の親族からの購入は、取引の公平性が確保で
14	対象となりますか。	きないため、対象外となります。
		個人から住宅を購入した場合は、申請者と売主それぞれ
		の戸籍謄本の提出が必要です。
15	被災者が居住用として空き家	対象です。
	や倉庫等を修繕する場合も対	自宅が半壊以上の被害を受けた被災者が、七尾市内に自
	象となりますか。	信が所有する空き家や倉庫等を修繕し、恒久的な住まい
		として使用する場合は対象となります。

【各種申請・支払いについて】

No.	質問	回答
1	申請は、再建に際してどのよ うなタイミングで行えばよろ しいですか。	新築・購入または修繕の工事がすべて完了した後に、必要書類一式をご準備のうえ、交付申請兼実績報告書を提出してください。
2	新築・購入または修繕の完了 期限はありますか。	申請は、新築・購入、または修繕の工事がすべて完了した後に行っていただく必要があります。そのため、令和10年3月31日の申請期限までに、領収書や登記事項証明書などの必要書類をご準備していただくことになります。
3	新築・購入または修繕に係る 費用の確認方法について教え てください。	原則として工事請負契約書(請書)による確認が必要ですが、契約書がない場合には、「見積書と領収書」または「請求書と領収書」など、支払い実績を確認できる書類の提出をお願いします。なお、個別の事情に応じて相談にも応じます。
4	修繕を行ったが、着手前の写 真がありません。どうすれば よろしいですか。	写真の提出は原則必要ですが、やむを得ない事情がある場合には、「修理前の状況」および「修理の内容」を記載した申立書と、図面の提出をお願いします。
5	新築、購入または修繕がすで に完了していますが、申請は 可能ですか。	可能です。 令和 6 年能登半島地震で被害を受けた方で、すでに住まいを再建された方や現在再建中の方も、支援金の対象となります。
6	中古住宅を安価で購入しましたが、修繕費用が高額になりました。新築・購入区分よりも修繕区分の方が支援額が大きいため、修繕区分で申請できますか。	修繕区分の対象となる住宅は、令和 6 年能登半島地震の 発生時に申請者ご自身が居住していた被災住宅に限られ ます。 したがって、今回のように被災後に中古住宅を購入し、 修繕した場合は、「新築・購入区分」での申請となります。
7	購入の場合、土地代は対象外ですが、契約書には土地と建物の合計金額しか記載されていません。建物部分の価格はどのように証明すればよいですか。	建物のみの金額が不明な場合は、建物と土地の固定資産税評価証明書を確認し、それぞれの評価額の割合を使って、建物部分の金額を計算してください。 その場合は、固定資産税評価証明書の提出もお願いします。
8	支援金の支払先は、申請者以 外の名義でも可能ですか。	支援金は、申請者(交付決定者)に交付されるものです。 したがって、振込先口座の名義人は申請者と同一である 必要があります。

9	修繕で複数の工事をしたが、	複数の工事をまとめての申請は可能です。
9	合算して申請はできますか。	この場合、工事ごとの金額を合算して申請してください。
10	修繕で交付申請をし、既に支 援金が振り込まれましたが、	最初の申請において、支援額の上限に満たない場合は、 再度申請することは可能です。
	追加で修繕工事を行った。再	この場合、最初に届いた交付決定通知書兼確定通知書を
	度申請してもよいですか。	持参してください。
11	再建に係る費用とは。	消費税を含んだ合計金額となります。
12	施工が完了しましたが、支援	申請書の提出後に、支援金額を確定します。その後、請
12	金はいつ受け取れますか。	求書をご提出いただき、支援金を支払います。
	市税に未納がない証明書とは	発行は税務課窓口(お問い合わせ先:0767-53-8412)で
13	何ですか。	行っております。また、本申請で取得する場合、窓口で
		り災証明書を提示すると、発行手数料が免除となります。
14	子どもの年齢が確認できる書	住民票、マイナンバーカード、保険証などです。
	類の写とは何ですか。	書類に子どもの年齢が記載されているものであれば提出
		していただけます。

【その他】

	CCHH	<u> </u>
No.	質問	回答
1	施工業者に指定はあります	指定業者はありません。また、業者の所在地についても
	カ。	制限はありません。
2	支援金の交付額に端数が出た	支援金の交付額に千円未満の端数がある場合は、端数を
	場合はどうなりますか。	切り捨てた金額が交付額となります。
3	エアコンの購入・設置費用を	エアコンなどの家電製品の購入費用や設置費用は、支援
	修繕として申請できますか。	対象外です。
4	DIY による材料費を施工費用	本制度は、被災住宅の再建を支援することを目的として
	として申請できますか。	おり、新築や大規模な修繕が対象です。そのため、DIY(ご
		自身による修繕)の材料費等は支援対象外となります。

【対象世帯・按分について】

No.	質問	回答
1	店舗等との併用住宅ですが、 対象になりますか。	契約書や見積書などにおいて住宅部分と店舗部分の費用 が区分されている場合、住宅部分の費用のみが対象とな ります。金額が区分されていない場合は、面積の割合で 按分しますので、図面の提出が必要です。
2	被災者以外(準半壊・一部損 壊の世帯や市外在住者など) と共同で新築・購入または修 繕を行う場合、対象になりま すか。	支援対象となりますが、再建費用は按分して支援金額を 計算します。 按分方法は原則として登記事項証明書上の持分割合に基 づきますが、不明な場合は契約書等に記載された名義人 数により按分します。
3	修繕とあわせて耐震改修工事 を行うことは可能ですか。	可能です。 ただし、修繕費用の算定にあたっては、「七尾市被災建築 物耐震対策補助金」や「七尾市木造住宅耐震改修工事費 補助金」の交付額を控除した後の金額が支援金の対象と なります。

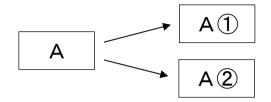
発災時の世帯状況と再建時の 世帯状況における申請につい て、どのように考えればよい ですか。

※1つの再建先に複数世帯ががそれぞれに申請する場合は、契約書や登記事項証明書にそれぞれの世帯の者が記載されていることが条件となります。

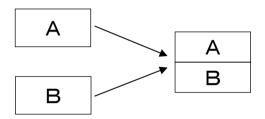
①単一世帯が1つの住宅を再建【1世帯分を申請】



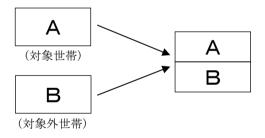
②単一世帯が2つの住宅を再建【2世帯分を申請】



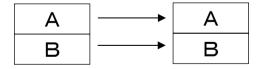
③2世帯が1つの住宅を再建【2世帯分を申請】



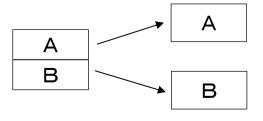
④対象世帯と対象外世帯が1つの住宅を再建 【按分して、対象世帯が1世帯分を申請】



⑤分離世帯が1つの住宅を再建【2世帯分を申請】



⑥分離世帯が2つの住宅を再建【2世帯分を申請】



4